

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：道路交通法施行細則
根拠条項：第3条の2第1項第3号カ
処分の概要：通行禁止除外指定車標章の交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 道路交通法第4条第2項（公安委員会の交通規制）、第114条（方面公安委員会への権限の委任） 道路交通法施行令第44条（権限の委任）
審査基準： 別紙のとおり
標準処理期間： 20日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課（係）に提出してください。
問合せ先： 北海道警察本部交通規制課企画・許可係 （電話011-251-0110） 他方面の方は、各方面本部交通課規制係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：

別紙

次の1から3までのいずれかに該当するときは、標章を交付するものとする。

- 1 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用中の車両
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が行う一般廃棄物（市町村長から委託を受けて行うものを含む。）の収集のため使用中の車両
- 3 道路若しくは道路の附属物、信号機、道路標識等の建設又は維持管理のため使用中の車両